

愛媛県ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛媛県ホームページへの広告掲載を適正に行うため、愛媛県ホームページ広告掲載要領(以下「要領」という。)に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 要領第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第3条 要領第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦80ピクセル・横150ピクセル

形式 GIF、JPEGの静止画像

データ容量 8キロバイト以下

画像のALT属性テキスト 「広告:」で始め、「広告:」を除き全半角問わず30文字以内

(広告の禁止表現)

第4条 要領第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例)「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(3) 県の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用

(例)「愛媛県 情報」と表示、愛媛県章の使用等

(4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第5条 要領第5条第1項第4号の規定による広告の制限事項として、広告の表現、配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

附 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年2月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。